

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の通園等の取扱いについて（変更）

新型コロナウイルス感染症のB.1.1.529系統（以下、「オミクロン株」という。）への置き換わりが進む中で、従来株と比べて潜伏期間と発症期間とが短いというオミクロン株の特徴から、7月22日付厚生労働省通知において、濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）が発表されたところです。

つきましては、就学前施設における濃厚接触者の通園等の取扱いについて、下記のとおり変更するものです。

記

1. 同居者が発症した場合の濃厚接触者の待機期間について

例) 家族の発症日が7月25日で、発症日から感染対策を行った場合						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
家族（り患者）						
7/25						
園児（濃厚接触者／無症状）						
7/25						
待機期間5日間	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30
感染対策を 求めた期間						
待機解除						
8/4						
療養期間10日間	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30
療養解除						

濃厚接触者となつた園児（無症状に限る）は、これまで7日間の待機期間に加え、り患者の療養期間が終わるまでの期間（計10日間）の登園自粛を求めていましたが、これからは、5日間を待機期間とし、6日目・7日目の2日間にについて、以下の感染対策をお願いするものです。

2. 6日目・7日目の感染対策について
厚生労働省の通知において、待機期間が終了した後も、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することが求められています。乳幼児については、自身による健康状態の管理等が難しいことから、保護者様において、登園前に児童の入念な健康確認を行っていただきますようお願いいたします。

3. 取扱いの適用について

7月22日（金）時点で濃厚接触者として特定されている場合は、上記の取扱いを適用します。

枚方市役所 子どもも未来部 子育て支援室	担当：西田・杉本
私立保育幼稚園課	TEL：072-841-1471（直通）
	FAX：072-841-4319
	E-mail：s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp
	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20